

長崎県高等学校文化連盟 自然科学専門部規程

長崎県高等学校文化連盟規約第6条2項により、自然科学専門部規程を次のとおり定める。

第1条 自然科学専門部は長崎県高等学校文化連盟自然科学専門部と称し、事務局を専門部長指定の学校に置く。

第2条 自然科学専門部は、本連盟の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自然科学専門部にかかわる文化行事の開催
- (2) 自然科学専門部にかかわる研修会・講習会等の開催
- (3) 関係諸団体との連絡・提携
- (4) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3条 自然科学専門部には、次の役員を置く。

- (1) 専門部長 1名
- (2) 専門委員長 1名
- (3) 委員 6名程度
- (4) 会計 若干名
- (5) 監査 2名

第4条 自然科学専門部長は、自然科学専門部の加盟校校長の中から選出する。

- 2 自然科学専門部長は、自然科学専門部を代表し、その業務を総括する。

第5条 自然科学専門部委員長は、自然科学専門部の委員の中から選出する。

- 2 自然科学専門部委員長は、自然科学専門部の業務を処理する。

第6条 自然科学委員は、自然科学専門部に所属する部顧問の中から各支部2名程度を選出する。

第7条 会計は、自然科学専門部長の所属校から選出し、自然科学専門部の経理を処理する。

- 2 監査は、自然科学専門部に所属する部顧問の中から選出し、自然科学専門部の会計を監査する。

第8条 役員の任期は、本連盟の規約に準ずる。

第9条 自然科学専門部委員会は、監査を除く自然科学専門部の役員で構成する。

第10条 自然科学専門部の経費は、本連盟の配付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 自然科学専門部の予算・決算は、本連盟の会長に報告する。

- 3 自然科学専門部の会計年度は、本連盟の規約に準ずる。

附 則 この規約は、平成7年6月11日から施行する。

附 則 この規約は、平成28年4月27日から施行する。

附 則 この規約は、平成30年4月27日から施行する。

附 則 この規約は、令和7年1月17日から施行する。